

日本国とトルコ共和国との間の
経済連携協定（E P A）に向けた共同研究報告

目次

第1章：背景.....	1
第2章：概観.....	2
(1) 総論.....	2
(2) 二国間貿易関係の現状と今後の推移.....	4
(3) 二国間の投資を巡る状況.....	7
(4) 両国の農業分野の現状.....	8
第3章：議論の概要.....	9
(1) 物品の貿易.....	9
(2) 原産地規則.....	10
(3) 税関手続.....	11
(4) サービスの貿易.....	11
(5) 投資.....	12
(6) 電子商取引.....	13
(7) 貿易の技術的障害.....	13
(8) 衛生植物検疫措置.....	13
(9) 政府調達.....	14
(10) 知的財産.....	14
(11) 競争.....	15
(12) ビジネス環境の整備.....	15
(13) 労働.....	16
(14) 環境.....	16
(15) 協力.....	16
第4章：結論.....	17

別添：共同研究出席者リスト

第1章 背景

1987年、日・トルコ経済関係の発展及び強化を目的に日本（日本経団連）及びトルコ（DEİK・海外経済評議会）による日土合同経済委員会が設立され、これまでに計20回の会合が開催された。

1992年、両国は、両国間の経済的協力の強化、投資及び投資に関連する商業活動についての待遇を良好なものとする事並びに投資財産の保護を図ること等を目的とし、「投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とトルコ共和国との間の協定」（日・トルコ投資保護協定）に署名し、同協定は1993年に発効した。また、これに続いて、「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とトルコ共和国との間の協定」（日・トルコ租税（所得）協定）が1993年に署名され、1994年に発効された。

2012年3月、日本経団連は、日・トルコ経済関係の一層の拡大と深化に対する日本企業の関心の高まりを示した上で、日・トルコ経済連携協定（EPA）交渉の早期開始を求める提言を行った。

2012年7月、来日したチャーラヤン経済大臣と玄葉外務大臣（当時）及び枝野経済産業大臣（当時）との間で、「日本国及びトルコ共和国との間の経済関係における協力枠組み設立に関する覚書」の署名が行われ、引き続き、当該覚書により立ち上げられた第1回日・トルコ貿易・投資閣僚会合（TRINS）において、日・トルコ経済連携協定（EPA）に関する交渉開始の可能性を検証するため、両国間で共同研究を立ち上げることを決定した。

2012年10月から2013年2月にかけて、学識者、産業界の代表等から成る研究会が日本貿易振興機構（JETRO）主催の下で行われ、EPAの潜在力について議論され、早期の日・トルコEPA交渉の開始について提言があった。

2012年11月及び2013年2月の計2回に亘って、アンカラ及び東京において、日・トルコEPA共同研究会合が開催された。共同研究会合は、EPA／FTA交渉における両国の交渉上の立場を予断することなく、この報告書を作成することとした。

第2章 概観

(1) 総論

ア 二国間貿易等

トルコは7,560万人の国内市場を有し、OECD加盟国の中で最も急速な成長を遂げている国の一つである。また、平均年齢は30歳以下と若い人口構造を有しており、比較的低廉な労働市場を有している。さらに、欧州、中東、アフリカ地域に近接し、国内市場のみならず周辺諸国への生産拠点としても注目すべき国であり、エネルギー輸出国と消費国の間のエネルギー回廊としても重要な国である。

日本はトルコに対し、自動車、船舶、建設機械等の工業製品を、トルコは日本に対し、たばこ、魚介類、野菜、果実、加工食品、衣類・じゅうたん等の繊維製品、自動車部品を主に輸出しており、これは両国間の補完的な貿易関係を反映している。両国は古くから強固な友好関係を構築してきており、近年着実に貿易・投資額を拡大してきている。しかしながら、両国の持つ潜在力が十分に引き出されているとは言い難い。

あり得べき日・トルコEPAは、両国の貿易及び投資を増大させるのみならず、両国関係全般において戦略的な枠組みとなるであろう。

イ 日本のEPA戦略

日本は、2001年にEPA交渉を開始して以降、アジア諸国を中心にこれまでに計13のEPAを締結しており、EPAの締結国との貿易は、日本の総貿易額の約19%を占めている。さらに、交渉中の国・地域及び今後交渉を開始する国・地域を含めると総貿易額の約84%を占める。日本にとって、自由貿易の推進、海外投資の拡大は、通商政策の柱であり、国益に資するEPA/FTAを積極的に推進する考えである。

ウ トルコ・EU関税同盟及びトルコのFTA戦略

トルコとEUの関係は、1963年に署名されたEEC・トルコ間での連合の設立に関するアンカラ協定に基づいている。アンカラ協定は、トルコ・EU関税同盟の設立につき三つの段階を設定し、その後のトルコのEECへの加盟を視野に入れている。

その結果、関税同盟の最終段階の実施に関する第1/95号トルコ・EC連合理事会第1/95号決定に基づき、トルコとEUは1996年1月1日に関

税同盟を設立した。

さらに、2005年末までにEUへの加盟交渉が開始された。

関税同盟は、工業品及び農産加工品については含んでいるが、農産品・石炭及び鉄鋼分野を含まない。石炭・鉄鋼に関する特惠貿易は、1996年8月1日に発効したトルコと欧州石炭鉄鋼共同体（ECSG）との間のFTAにより規律されている。トルコとEUの間の基礎的農産物に関する特惠制度は、連合理事会第2/2006号決定により改正された1998年2月25日付けの連合理事会第1/98号決定により規定される。

トルコ・EU関税同盟は、長期的な視点及び包括的な内容を伴う先進的な統合形態を構成している。

これに基づき、トルコはEUから輸入される工業製品に課される関税及び関税と同等の効果を持つ手数料を撤廃するとともに、第三国からの輸入品に対して、EUの共通関税の適用を開始した。関税同盟が原産地ではなく製品の自由移動の原理に基づいていることは特筆すべきである。関税同盟の結果、トルコ法制度は、税関手続、技術的法制度、貿易防衛措置、競争、国家支援及び知的財産権に関するEUの法制度に幅広く調和することとなった。

さらに、第1/95号決定は、トルコの商業政策をEUの商業政策、とりわけEUの特惠貿易制度（FTA等）に調和させることを求めている。

この文脈で、第1/95号決定の第16条第1項¹は、調和の規則と形式を定めており、トルコは、EUが既にFTAを締結している国と互恵的な基礎の上に協定交渉を行うことが求められている。第16条第2項²は、完全同盟域内で製品の自由移動が円滑に行われるようにするため、EUと同一の原産地規則を適用することを強調している。

同決定の第54条³は、新しい特惠貿易制度を含む関税同盟に直接関係する分野において、トルコの法制度をEUの法制度に調和させることを求めている。

（1）第16条第1項：商業政策をEUと調和させるために、トルコは、この決定の発効の日から5年以内に、自国の関税制度を共同体の特惠関税制度に漸進的に調和させる。この調和は、自主的的制度及び第三国との特惠協定の双方に関係する。この目的のため、トルコは必要な措置をとり、及び互恵的な基礎の上に関係する第三国と協定交渉を行う。連合理事会は、進捗状況を定期的に審査する。

(2) 第16条第2項：第1項のそれぞれの場合において、これらの特惠関税の付与は、共同体による特惠関税の付与を規律する原産地に関する規定と同一の内容の原産地に関する規定を遵守することを条件に行われるものとする。

(3) 第54条：関税同盟の運用に直接関連する分野において、トルコは、第1章から第4章までの規定に基づくその他の義務を妨げることなく、自国の法制度を可能な限り共同体法制に調和させる。

関税同盟の運用に直接関連する分野とは、工業製品の商業的側面、工業製品の貿易に対する技術的障壁を廃止する法制度、競争法、工業所有権及び知的財産に関する法律並びに関税法を含む商業的政策及び第三国との協定をいう。

これらから、関税同盟の双方の当事者、すなわちトルコとEUは、並行して効力を有するFTAを締結すべきであるとの結論が導かれ、この目的のため、トルコは、第三国とのFTAについて、EUとほぼ同時期に交渉プロセスを開始し、協定を締結してきている。

トルコは、これまでに29のFTAを締結しており、そのうちの10のFTAは、締結相手国がEUに加盟したことにより廃止となった。現在トルコは、18のFTA（EFTA、イスラエル、マケドニア、クロアチア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、パレスチナ、モロッコ、チュニジア、シリア（中断中）、エジプト、アルバニア、グルジア、モンテネグロ、セルビア、チリ、ヨルダン、韓国、モーリシャス）とのFTAを締結しており、1のFTAが批准手続中である。一方で、14の国及び地域との交渉が続いており、さらに、12の国及び地域との交渉を開始しようとしている。

2012年時点で、トルコが締結しているFTAは、トルコの輸出の9.6%、輸入の4.5%を占めている。

海外貿易はトルコ経済の駆動力の一つである。関税同盟のおかげで、トルコは開かれた貿易政策への道をたどっている。この意味で、FTAは、トルコと相手国の双方にとって利益のある、より自由で予見可能性の高い貿易を構築することにより、貿易及び投資の増加を目指しているトルコの貿易政策にとって重要な手段である。

(2) 二国間貿易関係の現状と今後の推移

日本とトルコの二国間貿易総額は、2009年には世界的な経済危機の影響もあり下落したものの、2010年以降増加傾向にあり、2011年には2008年の貿易総額を超えて過去最高額となった。

日・トルコ間の貿易統計（米ドル）

年	日本からトルコへの輸入※1	トルコから日本への輸入※2
2008	\$4,026,764,490	\$416,114,219
2009	\$2,781,971,052	\$399,442,248
2010	\$3,297,796,203	\$399,066,273
2011	\$4,263,730,434	\$514,194,936
2012	\$3,601,496,709	\$575,809,722

出典： ※1 トルコ国家統計庁（TurkStat） ※2 日本財務省貿易統計
 （2008年1ドル104.23円、2009年1ドル93.52円、2010年1ドル
 88.09円、2011年1ドル79.97円で、2012年1ドル79.61円換算）

日本の財務省貿易統計によれば、日本のトルコからの輸入は、2008年に約4.16億ドルを計上した。2009年以降2年にわたり減少が続いていたが、2011年以降増加傾向にあり、2012年は約5.75億ドルであった。

トルコ国家統計庁によれば、トルコの日本からの輸入は、2009年に約27.8億ドルまで落ち込んだが、その後力強い回復を見せ、2011年は約42.6億ドルまで到達した。ただし、2012年は約36億ドルに減少した。

日本とトルコの二国間貿易構造の特徴の一つとして、日本からトルコへの輸入品は、自動車、船舶、建設機械等の工業製品が中心である一方、トルコから日本への輸入品は、たばこ及び魚介類・野菜・果実等の食料品等の加工製品、衣類・じゅうたん等の繊維製品及び自動車の部品が中心となっている。

さらに、2012年におけるトルコから日本への輸入が、約5億ドルであるのに対し、日本からトルコへの輸入が約36億ドルであり、トルコの大幅な輸入超過となっている。

2011年、トルコにとって日本は輸出において第63位、輸入において第15位（シェア1.8%）の貿易相手国であり、貿易規模に関しては中国や韓国に比べると小さい。また、先般、韓国とトルコのFTAが発効したため、日本からの輸出品は競争力において劣後することとなり、更にシェアが低下する可能性がある。

日本がトルコから輸入した上位10品目（2012年）

HS	品目	米ドル	輸入に占める割合
03	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物	63,931,328	11.10%
62	衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）	51,147,218	8.88%
61	衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	49,738,362	8.64%
84	原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品	49,333,388	8.57%
20	野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品	33,518,415	5.82%
24	たばこ及び製造たばこ代用品	32,260,043	5.60%
42	革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品	28,195,026	4.90%
19	穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品	23,493,958	4.08%
08	食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮	19,751,815	3.43%
57	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物	19,710,376	3.42%

出典：日本財務省貿易統計

トルコが日本から輸入した上位10品目（2012年）

HS	品目	米ドル	輸入に占める割合
84	原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品	1,258,573,946	34.95%
87	鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品	489,516,550	13.59%
72	鉄鋼	349,917,919	9.72%
85	電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品	340,226,745	9.45%
90	光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品	224,637,627	6.24%
89	船舶及び浮き構造物	172,505,808	4.79%
40	ゴム及びその製品	151,242,385	4.20%

39	プラスチック及びその製品	134,279,114	3.73%
73	鉄鋼製品	58,190,070	1.62%
82	卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品	43,079,070	1.20%

出典：トルコ国家統計庁

サービスの貿易も重要である。今日、世界の年間直接投資フローの半分以上がサービスに関するものであり、過去15年の世界貿易においても最も速く成長している分野の一つである。主導しているのは、電気通信、金融、保健及び様々なビジネス関連のサービスである。トルコからのサービスの輸出総額は、過去10年間で約3倍に増加している。あり得べき日・トルコEPAにより、二国間のサービス貿易が増大することが見込まれる。

(3) 二国間の投資を巡る状況

トルコへの対外直接投資（フロー）はこの10年間に於いて増加しており、2012年においては101億ドルとなっている。この10年間の累積投資額は1,076億ドルとなっており、その前の10年間と比較すると10倍に増加している。近年の投資増加の要因として、トルコ経済の安定、きめ細やかな財政政策及び新インセンティブスキームに代表されるトルコ政府による投資環境改善策が挙げられる。

日本企業のトルコへの進出は、これまで商社（貿易）、建設、自動車、機械、電気機器等が中心であったが、銀行、保険、メディア、食品等の分野に裾野が広がりつつあり、日本からトルコへの直接投資は、2012年は3,300万ドル、2013年は3月31日時点で3億300万ドルとなっている。この10年間における日本からトルコへの累積投資額は10億9000万ドルとなっており、同期間におけるトルコへの総資本流入額の1.1%に満たない。トルコに進出している日系企業は、日本人駐在員がいない社も含め約162社となっている。

日本企業によるトルコへの直接投資の最近の事例として、住友ゴム工業がアンカラ周辺のチャンクル県に約5億ドルを投資し、2015年を目処にタイヤ生産工場を建設する予定。また、三菱東京UFJ銀行が3億300万ドルを投資し、トルコに現地法人を設立し2013年中に営業を開始する見込みである。

2012年11月のフィッチ及び2013年5月のムーディーズによる格上

げに続き、2013年5月には日本格付研究所がトルコの長期債券の格上げを行い、「投資適格級」としたことにより、これまでトルコに関心を示してきた日本企業が更に投資を拡大することが期待される。

このことは、先般、「トルコ共和国における原子力発電所及び原子力産業の開発のための協力に関する日本国政府とトルコ共和国政府との間の協定」が署名され、日本に排他的交渉権が付与されたことにより、決定付けられた。そしてこれらによって、より幅広い分野における新しい協力の道が拓かれることが期待される。

(4) 両国の農業分野の現状

ア 日本の農業の現状

日本は、世界最大の農水産品の純輸入国として、国際的な農水産品貿易の拡大に実質的に貢献している。一方、国内に目を向けると、食習慣の変化に伴い、食料自給率は急激に低下している。2010年に内閣府が行った世論調査によると、日本国民が将来の食料供給に不安を抱いている。農地、農漁業者の数は減少の一途をたどり、後継者不足から農漁業者の高齢化が危機的な状況となる中、日本政府は、安定した食料供給や農業の持つ多面的機能を維持するため、2020年度までにカロリーベースでの食料自給率を50%まで引き上げることを目標に掲げ、これらの諸問題に取り組んでいる。

このため、あり得べき日・トルコEPAにおいては、農水産分野のセンシティブティへの配慮が重要である。

イ トルコの農業の現状

歴史的に、農業分野は、トルコにおいて最大の雇用を生みだし、かつ、トルコの輸出及びGDPに対して最も大きく貢献している分野である。国の発展に伴い、工業やサービス業の急激な成長に対し、農業のトルコ経済に占める割合は減少傾向にある。2012年において、農業はトルコにおける全雇用の24.56%、GDPの9.4%を占めている。

トルコは、世界第7位の農業生産国であり、穀物、生鮮果実・野菜、油糧種子、茶、畜産、魚類などの幅広い農産物を生産している。トルコは、主として家禽、魚類、生鮮果実・野菜、ドライフルーツ、ナッツ、オリーブ、オリーブオイル、小麦粉菓子、パスタ、缶詰及びタバコを輸出している。2012年、トルコの農産物（HSコード第1類から第24類まで）の輸出は153億ドル、輸入は107億ドルであった。総輸出のうち、農産物輸出の割合は10%であ

り、総輸入のうち、農産物輸入の割合は4.5%であった。

地理的優位性や良好な気候は、トルコ農業の利点に含まれる。この良好な環境のおかげで、トルコは農産物を自給できている。しかしながら、トルコの農業部門は若干の問題も抱えている。すなわち、小規模農場（農家一軒当たりの平均農地面積は6.5ha。約3分の2の農場が5haより小さい規模。）、そのことによる規模の経済の不足、低生産性、高コスト、雨水頼みの農業並びにWTO上の義務及び予算的制約に伴う農産品への支援の制限などである。

第3章 議論の概要

共同研究会合は2回開催され、日・トルコ共に互いの関心分野につき、幅広い事項につき議論を行った。両者は、あり得べき日・トルコEPAが貿易拡大及び投資促進のみにとどまらず、両国関係全般において戦略的な枠組みとなるとの認識を共有した。

(1) 物品の貿易

両者は、トルコはトルコ・EU関税同盟を念頭に置き、日本とEUのEPA／FTA交渉と並行して交渉を行う必要があることにつき、一般的な認識を共有した。トルコ側から、日・トルコEPAを日・EU・EPAに先んじて締結することは可能であるが、その場合には、トルコがトルコ・EU関税同盟合同委員会に諮る必要が生じる可能性がある旨説明があった。

また、両者は、両国の農水産業及び農水産品のセンシティブリティにつき理解を深めた。両者は、まぐろ類を含めた水産資源の持続的利用の重要性につき認識を共有し、あり得べき日・トルコEPAが、両国の水産資源の保存管理を妨げるものであってはならないことを確認した。また、双方は、市場アクセスの改善については、個別に判断が必要であり、関税割当等の様々な選択肢を念頭に置きつつ、状況に応じて協議する必要があるとの認識を共有した。

両者は、セーフガード措置がそれぞれ自国の必要性に従い保護主義的手段として濫用されることは受け入れられないとの認識を共有し、セーフガード措置の適用範囲等の問題については交渉の中で議論していく旨確認した。

日本側は、農水産品部門を含むセンシティブな分野については、更なる協議

の必要がある旨指摘しつつ、物品の貿易を自由化するという基本的な方針は、可能な限り多くの関税を撤廃することである旨説明した。個別分野に関して、日本側は、自動車、自動車部品、電気及び工業機械、化学製品、電気電子製品、鉄鋼等の工業製品及び酒類などについて、関税の撤廃に特に関心がある旨表明した。また、日本側は、トルコ側によるこれらの品目の関税撤廃は、日本の産業界に利益をもたらすのみでなく、トルコの消費者にとってもメリットがあり、双方にとってWIN・WINの効果をもたらされる旨説明した。

また、日本側は、あり得べき日・トルコEPAにおける鉱工業部門の輸出条件が、既に署名済みであるトルコ・韓国FTAに劣後しないことが重要である旨強調した。

さらに、日本側は、天然資源、食料等に関する輸出税及びその他の輸出規制の導入又は維持の禁止に係る規定の導入に関心がある旨表明した。

加えて、日本側は、東日本大震災により甚大な影響を受け、自然災害、東京電力福島第一原子力発電所における事故及び風評被害に苦しんでいる農漁業者に対しては特段の配慮を行う必要がある旨指摘した。

トルコ側は、日本との貿易赤字を減らすことに強い関心を示した。さらに、トルコ側は、二国間貿易における実質的な不均衡並びに経済の規模及び発展の差などを念頭に置いて、工業及び農業の両部門におけるEPAの下での両国間の非対称な自由化にも期待を示した。

日本側は、不均衡や差異を強調するよりも、双方が互恵的な関係の実現を目指すべきである旨強調した。

関税の撤廃に関して、双方は特定の農産品、水産品等のセンシティブリティを強調した。

(2) 原産地規則

両者は、あり得べき日・トルコEPAにおける原産地規則は以下を目指すべきであることを確認した。

- ア 第三国産品の迂回輸入の防止
- イ 不必要な貿易障壁を生じさせないこと

- ウ 原産地規則を適用する際の公平性・中立性及び一貫性
- エ 透明性・明確性及び予見可能性の確保
- オ 利用者が理解しやすく、かつ行政上の執行が容易な制度の策定

両者は、品目別規則（PSR）を含む原産地規則が両国の既存のEPA又はFTAと整合的であるべきとの考えを表明した。例えば、農水産品については、基本的に完全生産品基準が適用されるべきであり、鉱工業品については、産業実態に即して、関税分類変更基準と付加価値基準との選択制を適用すべきであるとした。

日本側は、日本の原産地証明制度は、第三者証明制度を基礎としているが、認定輸出者制度も導入し、輸出者が産品が原産品であることを証明するために、第三者証明制度と認定輸出者制度のどちらかを選択できるようにすることが望ましい旨説明した。

（3）税関手続

両者は、細部については今後議論していく必要があるとしつつも、予見可能で、かつ一貫性及び透明性のある税関手続の適用が肝要であるとの認識を共有した。その上で、あり得べき日・トルコEPAの税関手続章には次の要素を含め、税関当局間の協力関係を深めていくことが重要であることにつき、認識を共有した。

- ア 透明性の向上
- イ 税関手続の簡素化及び調和化（IT及びリスク管理の活用を含む）
- ウ 税関当局間の協力と情報交換（不正薬物、禁制品の取締りに係る協力・情報交換）

（4）サービスの貿易

日本側は、GATSにおける約束を超えるより高いレベルの自由化及び透明性を確保するため、一般にラチェット条項を含むネガティブ・リスト形式の採用を求めているという日本の考えを表明した。

トルコ側は、ネガティブ・リスト形式を採用すると関係省庁の抵抗が予想されることから、ポジティブ・リスト形式を採用した方が自由化率を高めることができるとの見解を表明した。

両者は、あり得べき日・トルコEPAに最適な形を議論していくことを決定した。

また、トルコ側は、特に、建設、教育、保育所、娯楽、ホテル、レストラン、高齢者在宅介護及び航空のサービスにつき関心があることを説明した。

日本側は、日本が関心を有しており、かつ、トルコがWTO交渉において全く約束していない又は完全な自由化約束を行っていない音響映像サービス、流通サービス、コンピュータ及び関連のサービス等の特定の分野につき、トルコ側の自由化を求める考えを示した。

日本側は、金融サービス、電気通信といったサービス貿易における重要分野について、独立章又は附属書として特別の規則を設ける意図を有する旨を表明した。トルコ側は、自然人の移動及び相互承認に関して、独立の章を設けることについて交渉を行う意図を有する旨を表明した。

(5) 投資

雇用創出、技術移転の推進、経常赤字の改善などの観点から、トルコ側はあり得べき日・トルコEPAを通して日本からの直接投資の更なる増加を期待している。一方で、トルコで既に活動し又は今後進出を予定している日本企業は、トルコが国内市場だけではなく、周辺国をも含む幅広い市場向けの生産拠点としても有望な国であることを考慮し、トルコの投資・ビジネス環境の改善に期待している。

日本は、投資環境の整備を通じて投資を促進している。日本側は、投資の自由化を含むあり得べき日・トルコEPAの下での高いレベルの約束により、両国投資家のために改善された投資環境保証することできる旨主張した。

日本側は、投資章の約束レベルを向上させるため、公正衡平待遇及びアンブレラ条項はもちろんのこと、投資設立段階の内国民待遇・最恵国待遇、特定措置履行要求の禁止を投資章に盛り込むこと、並びにネガティブ・リスト形式を採用することの重要性について説明した。

日本側は、物品、サービス及び投資は同時に検討されるべきであり、あり得

べき日・トルコEPAには、既存の日・トルコ投資保護協定を超えるレベルでの投資章を設けるべきである旨提案した。両者は、あり得べき日・トルコEPAに最適な形について引き続き議論していくことを決定した。

(6) 電子商取引

日本側は、あり得べき日・トルコEPAに電子商取引に関する章を設けることは、国際的なルール作りの進展に有益である旨説明した。

日本側は、電子的送信に対する関税の不賦課、デジタル・プロダクトの無差別待遇に関する規定を含める電子商取引章を設けることに関心がある旨強調した。

両者は、あり得べき日・トルコEPAに最適な形について引き続き議論していくことを決定した。

(7) 貿易の技術的障害

両者は、日本及びトルコはWTOの貿易の技術的障害に関する協定（TBT協定）の規定に従い、高いレベルの透明性の確保等に努めているとの見解を表明した。

トルコ側は、同様にトルコもTBT協定を重要視しているとの見解を表明した。

トルコ側は、日・EU交渉と並行して本件をフォローアップする意図がある旨を表明した。

両者は、あり得べき日・トルコEPAにTBT章を含めるべきか否かを決定するため、引き続き議論していくことを確認した。

(8) 衛生植物検疫措置

SPS措置に関する問題は科学に基づき解決されるべきであるとの認識を共有しつつも、トルコ側は、あり得べき日・トルコEPAにSPS措置に関する章を含めることに関心を示した。

日本側は、WTOのSPS協定は、科学に基づき、人又は動植物の生命又は健康の保護に関する権利と義務の適切なバランスを既に実現している旨説明し、あり得べき日・トルコEPAにSPS措置に関する章を設ける必要は必ずしもない旨強調した。また、日本側は、既存の二国間のチャンネルは十分機能している旨強調した。

両者は、あり得べき日・トルコEPAの中にSPS章を含めるべきか否かを決定するため、引き続き議論していくことを確認した。

(9) 政府調達

日本側は、政府機関が日本・トルコそれぞれの市場における物品及びサービスの重要な購入主体であり、政府調達が両国の国民の経済活動の重要な構成要素であることから、調達手続の公平性、透明性を高めるための基本的な規律（無差別原則、透明性確保等）をあり得べき日・トルコEPAの中に含めることが必要であるとの見解を表明した。

トルコ側は、トルコは政府調達協定（GPA）の締約国ではなく、現在までに政府調達章をFTAに含めた例はないことを強調した。また、トルコの政府調達手続は透明であり、EUの規則に実質的に合致している旨言及した。

両者は、あり得べき日・トルコEPAの中に政府調達章を含めるべきか否かを決定するため、引き続き議論していくことを確認した。

(10) 知的財産

両者は、あり得べき日・トルコEPAの中に知的財産章を含めることが可能であるという認識を共有した。

日本側は、日本が知的財産の保護に高い関心を有しており、あり得べき日・トルコEPAの中にTRIPSプラスの要素を含む知的財産章を含めることを目指す旨表明した。

トルコ側は、知的財産の保護に関しては、トルコはこれまでのFTA交渉において、EUの基準に従い交渉を行っており、また、韓国とのFTAの例を参

考にすることが可能であると考えており、日本側に関心があるのであれば議論することができる旨表明した。

(11) 競争

両者は、競争章をあり得べき日・トルコEPAに含めることが可能であるという認識を共有した。

両者は、健全な競争環境が構築されることは、貿易・投資の自由化がもたらす利益を確保するという観点から必要であるとの見解を表明した。日本側は、また、あり得べき日・トルコEPAの競争章に、無差別待遇、手続の公正さ及び透明性といった競争政策の基本原則に基づいて反競争的行為に対して適切な措置をとること及び両国の競争当局間の協力を促進するとの内容を盛り込んでいくことが重要である旨強調した。

トルコ側は、トルコはEUの基準に基づいた法令の実施を通じた健全な競争の確保等、環境の改善に努力している旨強調し、日本側に関心があるのであれば、更に議論をすることができる旨表明した。

(12) ビジネス環境の整備

両者は、ビジネス環境の整備につき、あり得べき日・トルコEPAに最適な形について引き続き議論していくことを確認した。

日本側は、相互の貿易の発展や直接投資の促進に資する取組として、これまで締結したEPAにおいてビジネス環境を一層整備するための規定を設け、民間セクターも参加可能な小委員会を設置している旨説明した。また、トルコとの関係においては、「日トルコ間の経済分野の覚書」の第1章に基づき設立されたTRINSや経済・貿易委員会(ETREC)が存在することから、交渉の中でこれらの位置づけについて議論していきたい旨表明した。

トルコ側は、トルコは通常ビジネス協力や技術協力については、FTAとは別に協力協定を締結して実施しており、日本との関係においてはまさに同覚書それに当たると考えるとしつつ、議論には柔軟に対応したい旨表明した。

(13) 労働

両者は、必要に応じ、労働章をあり得べき日・トルコEPAに含めるべきか否かについて引き続き議論していくことを決定した。

日本側は、これまでに締結したEPAにおいて労働章を設けたことはないとしつつ、あり得べき日・トルコEPAに労働に関して何らかの要素を含めることができるか否かについて議論したい旨表明した。これに対し、トルコ側は、労働章を盛り込むことについて大きな関心は有していないが、日本側の関心があるのであれば議論する旨表明した。

(14) 環境

両者は、必要に応じ、環境章をあり得べき日・トルコEPAに含めるべきか否かについて引き続き議論していくことを決定した。

日本側は、これまで締結したEPAにおいて環境章を設けた例はないが、EPAに環境関連規定を盛り込むことは、相互支持的な貿易政策と環境政策の促進、協定締結相手国との環境協力の構築・補強、多国間環境協定との相互補完等のメリットが見込まれる可能性があり、あり得べき日・トルコEPAに環境に関し何らかの要素を含めることができるか否か議論したい旨表明した。

トルコ側は、トルコにとって環境章を設けることに関して大きな関心はないが、日本側に関心があるのであれば議論する旨表明した。

(15) 協力

両者は、必要に応じ、協力章をあり得べき日・トルコEPAの交渉課題として議論していくことを確認した。

両者は、相互の関係における協力の促進、貿易・投資の円滑化、紛争解決に関する事項についても検討すべきである旨表明した。

トルコ側は、協力については、これまでのFTAに含めたことがあり、議論することは問題ないが、議論を円滑に行うため、対象となる分野を明確にすべきである旨表明した。

第4章 結論

共同研究会合は、広範かつ詳細な議論を通じ、日・トルコ両国の特定の品目のセンシティブリティに留意し、かつ、関税同盟の影響をフォローアップする必要があるものの、日本とトルコの間で包括的かつ高いレベルの、WTOに整合的なEPAは、両国に多大な利益をもたらすことに資するものであり、両国間の経済関係を更に強化するであろうことを認識した。

日本とトルコの間でそのようなEPAは、単に関税の撤廃や投資環境を整備することにより貿易・投資の拡大を促すだけでなく、両国企業によるビジネスの活性化、更にはそれぞれの地域の経済において重要な役割を担っている両国の政治・外交関係をも強化することにつながる。以上のことから、共同研究会合は、日本国政府とトルコ共和国政府が両国間のEPAのための交渉を開始することを提言する。

共同研究出席者リスト

日本側出席者

長岡 寛介	外務省中東アフリカ局中東第一課長
福岡 秋文	外務省中東アフリカ局中東第一課事務官
松木 輔	外務省中東アフリカ局中東第二課事務官
十時 憲司	経済産業省通商政策局中東アフリカ課長
斎藤 賢介	経済産業省通商政策局中東アフリカ課課長補佐
板橋 徹	経済産業省通商政策局中東アフリカ課係長
山本 麻衣	経済産業省通商政策局中東アフリカ課調査員
寺西 規子	経済産業省経済連携課課長補佐
富田 泰之	経済産業省経済連携課調査員
金森 敬	財務省関税局経済連携室長
小林 正史	財務省関税局経済連携室統括調査官
塩谷 和正	農林水産省大臣官房国際部国際経済課経済連携チーム 国際交渉官
白神 二三夫	農林水産省大臣官房国際部国際経済課経済連携チーム 国際専門官
青木 勝弘	農林水産省大臣官房国際部国際経済課経済連携チーム 国際専門職
川島 哲哉	農林水産省水産庁漁政部加工流通課課長補佐
安宅 倭	農林水産省消費・安全局消費・安全政策課国際基準専門官
内田 剛	農林水産省消費・安全局表示・規格課課長補佐
勝又 肇	農林水産省消費・安全局植物防疫課生産安全専門官
高橋 世宇	在トルコ日本大使館二等書記官

渡部 光紀	在トルコ日本大使館二等書記官
金原 主幸	日本経済団体連合会 国際経済本部 本部長
竹原 玲児	日本経済団体連合会 国際経済本部 主幹
田中 麻友子	日本経済団体連合会 国際経済本部
栗田 雅司	全国農業協同組合中央会農政部WTO・EPA対策課 課長
佐藤 安男	日本かつお・まぐろ漁業協同組合常務理事
小栗 謙司	日本かつお・まぐろ漁業協同組合指導部漁政・労政課 課長
長島 忠之	日本貿易振興機構（JETRO）海外調査部部長
的場 真太郎	日本貿易振興機構（JETRO）中東アフリカ課長
若林 利昭	日本貿易振興機構（JETRO）東京本部海外調査部中 東アフリカ課 課長代理
牧野 直史	日本貿易振興機構（JETRO）東京本部欧州ロシアC I S課
山口 直彦	日本貿易振興機構イスタンブール事務所所長
牛田 遼介	日本貿易振興機構イスタンブール事務所
加藤 浩士	トヨタ・モーター・マニュファクチャリング・ターキー 社長顧問（在トルコ日本商工部会 代表）
木村 福成	慶應義塾大学経済学部教授

トルコ側出席者

ムラット・ヤブジュ	経済省EU総局長
ヴェイセル・パルラック	経済省EU総局局次長
アイシェ・フィゲン・サファル	経済省協定局課長
アイシェギュル・シャーヒンオール・イエルデッシュ	経済省EU総局係長
ハーリス・カヤ	経済省輸出局係長
ムラット・アルバイラック	経済省輸入局係長
ビルゲハン・ラマザン・ジャネル	経済省協定局係長
メフメト・エルギュナル	経済省EU総局海外貿易専門官
ブルジュ・イスケンデル・ドウエンジオール	経済省輸出局海外貿易専門官
アイシェ・フェルダー・テキン	経済省輸出局海外貿易専門官
チーデム・コシャン	経済省協定局海外貿易専門官
ハサン・アスラン・アクプナル	経済省海外投資局海外貿易専門官
ベステ・ギョズジュ	経済省海外投資局海外貿易専門官
サルペル・シムシェッキ	経済省製品安全検査局海外貿易専門官
セリン・ギョクテン	経済省経済調査評価局海外貿易専門官
オズレム・タイタシュ・オズトゥルク	経済省EU総局アシスタント海外貿易専門官
ドウイグ・エルジャン・ミョレル	経済省経済調査評価局アシスタント海外貿易専門官
ラフメット・ウスル	経済省経済調査評価局アシスタント海外貿易専門官
シェイマー・アクマン	経済省輸入局アシスタント海外貿易専門官
ウミット・アイドゥンルック	経済省輸入局アシスタント海外貿易専門官

アイドゥン・アチュケル	外務省EU加盟交渉過程局課長
メフタッパ・アタカン・オズカン	税関貿易省EU専門官
アイドゥン・シェントウルク	税関貿易省EU専門官
セネム・オダマン・キョセ	食料農業畜産省EU専門官
ジハン・ナズル	食料農業畜産省EU専門官
ザフェル・オズギュ・テティック	食料農業畜産省アシスタントEU専門官
ムサ・デミール	トルコ大使館経済参事官
バトウ・ケズメン	トルコ大使館参事官